

障害者である職員の任免の状況（令和 6 年 6 月 1 日現在）【市長事務部局】

【概要】

市長事務部局における令和 6 年 6 月 1 日現在の任免状況は下表のとおりです。

【総括表】

① 法定雇用障害者数 の算定の基礎とな る職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率 (②／①)	④ 法定雇用率（2. 8 %） 達成のために必要な人数	⑤ 過不足数 (②－④)
2, 5 9 9.0 人	7 0. 0 人	2. 6 9 %	7 2. 0 人	▲ 2. 0 人

※②欄の「障害者の数」は、重度障害者については、法律上 1 人を 2. 0 人に相当するものとして、また、重度以外の障害者である短時間勤務職員については、1 人を 0. 5 人に相当するものとしてカウントしている。

短時間勤務職員である精神障害者の算定に当たっては、特例により 1 人を 1. 0 人に相当するものとしてカウントしている。